

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年10月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称) 主要地方道横浜上麻生道路整備事業(下麻生工区)」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	(仮称) 主要地方道横浜上麻生道路整備事業(下麻生工区)
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区下麻生2丁目地内 ほか
	指定開発行為の目的	道路整備及び交差点整備
	指定開発行為の内容	延長: 940m 計画幅員及び車線数: 設計起点～下麻生交差点: 22m、4車線 下麻生交差点～設計終点: 18m、2車線
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成 20年度 完了予定: 平成 32年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成19年10月29日(月) から 平成19年12月12日(水) まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間: 午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成19年12月12日(水) (郵送の場合は、平成19年12月12日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm